

多摩区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、多摩区における「地域包括ケアシステム」の構築・推進に向けた施策の企画及び立案を行い、具体的な取組を実施するため、多摩区地域包括ケアシステム推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 区域における「地域包括ケアシステム」の構築・推進に向けた取組の企画・立案に関すること。

(2) 区域における「地域包括ケアシステム」に係る施策及び地区エリアの調整に関すること。

(3) その他「地域包括ケアシステム」の構築・推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 本部長は、区長をもって充てる。

3 副本部長は、副区長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 第1項に掲げる者のほか、本部長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 委員は、推進本部に出席できないときは、その指名する者を代理で推進本部に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査・協議するため、多摩区地域包括ケアシステム推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事長は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。

5 幹事は、幹事会に出席できないときは、その指名する者を代理で幹事会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 推進本部及び幹事会の事務を処理するため、事務局を地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月14日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

別表1 (第3条関係)

多摩区地域包括ケアシステム推進本部

1	区長
2	副区長
3	区民サービス部長
4	区民サービス部担当部長
5	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
6	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
7	道路公園センター所長
8	まちづくり推進部総務課長
9	まちづくり推進部企画課長
10	まちづくり推進部地域振興課長

別表2 (第5条関係)

多摩区地域包括ケアシステム推進本部幹事会

1	担当課長 (危機管理担当)
2	まちづくり推進部総務課長
3	まちづくり推進部企画課長
4	まちづくり推進部地域振興課長
5	まちづくり推進部生涯学習支援課長
6	区民サービス部区民課長
7	区民サービス部保険年金課長
8	区民サービス部生田出張所長
9	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 地域ケア推進課長
10	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 地域支援課長
11	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 児童家庭課長
12	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課長
13	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護第1課長
14	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護第2課長
15	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 衛生課長
16	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 担当課長 (保育所等・地域連携担当)
17	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 担当課長 (学校・地域連携担当)
18	道路公園センター担当課長 [管理]